### 告訴状

## 警察庁長殿

住所 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 1 0 - 6 0 9 電話番号 080-4658-1518 氏名 孫 樹斌 印

2022年02月16日

告訴人 孫 樹斌 被告訴人 大崎警察署長 大崎警察署生活安全課 西山警察官 大宇宙ジャパン株式会社 閻 璟菂

## 特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害する。このような社会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長できない。今回事件の関連公務員は すべて 警察に刑事告訴状を送る。

### 告訴の趣旨

大崎警察署へ何回 被害告訴状を提出したが けれども 全て受理しません。さらに ある受付担当の警察官は 「公務執行妨害」の理由で 脅かし、生活安全課の西山警察官は電話で告訴人へ威嚇します。 犯罪捜査規範 63 条 (告訴、告発および自首の受理)、刑法第百九十三条 (公務員職権濫用) に該当するので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致いたします。

被告訴人の大宇宙ジャパン株式会社閻 環菂の下記の告訴事実に記載の行為は、刑 法の第二百三十条1項(名誉毀損罪)、第二百三十三条(信用毀損罪)、第百三十四(秘密 漏示)に該当するので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致いたします。

## 告訴事実

2021年8月27日(金)告訴人は 初めて 大崎警察署へ行って 事件の告訴について 相談しました。けれども 西山警察官は 資料をコピーしたが 受理しません。

2021年9月16日(木)午後16時 告訴人は 品川労働基準監督へ 行って資料を提出しました。その後 大宇宙ジャパン本社に出社しました。けれども 閻本部長は110番へ通報しました。会社側は 民法第五百四十条(解除権の行使)により社長承認済みの契約解除証拠を提出しません。

【録音あり】

2021年9月17日(金)朝10時 突然 大崎警察署の西山警察官は 電話を受けました。「逮捕など」を脅かしました。

【録音あり】

2021 年 9 月 17 日 (金) 午後 16 時 大崎警察署へ事件の受理を確認します。複数 名警察官は全て嘘を話しています。

【録音あり】

2021 年 10 月 13 日 (水) 午後 17 時 15 分頃 大崎警察署へ告訴状を第 1 回提出します。まだ 受理できません。

【録音あり】

2021年10月20日(水)午後16時15分頃、大崎警察署へ告訴状を第2回提出します。生活安全課警部は全て嘘を話しています。まだ 受理できません。17時40分頃、受付担当に「署長へ 告訴状を提出する方法を教えてください」を聞きましたが、受付担当は「公務執行妨害」の理由で 脅かされました。

【録音あり】

2021年10月27日(水)昼12時頃、品川労働基準監督署監督官とそうだんしたら会社へ行きました。まだ 110番へ通報しました。3時間ほど 社長の契約「解除権の行使」を確認しました。15時大崎警察署へ行って告訴状について再度相談しました。まだ 受理できません。

【録音あり】

2022 年 01 月 04 日 (火) 午後 13 時 50 分頃、大崎警察署刑事警察官へ告訴状を提出しましたが まだ できませんでした、

【録音あり】

# 証拠方法

1、東京地方裁判所民事第33部民事訴訟

特別抗告状:2022年2月9日提出済み

抗告審:令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤 卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審:令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

事件ホームページの URL: https://human-rights-and-constitution.github.io/

2. 詳しい事件進捗、経緯、文書と録音証拠は 以下の資料を参照します。 特別抗告申立書の「事件経緯」(2022年2月21日以後別途送付)